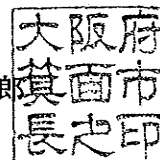




箕 市 国 第 3 8 5 号
平成20年(2008年)11月13日

箕面市国民健康保険運営協議会長 様

箕面市長 倉田 哲郎



出産育児一時金の改定について(諮問)

箕面市の出産育児一時金の改定について、貴協議会の意見を求めます。

(諮問主旨)

我が国の周産分野の医療については、関係者の努力や医療技術の進歩等により世界的に見ても低い新生児死亡率が実現しています。

しかし、産科医療分野では過酷な労働環境や医事紛争が多いことなどにより、分娩の扱いを取りやめる施設が多く、産科医療の提供が十分でない地域が生じていること、更に、産科医になることを希望する若手医師が減少していることなどの問題点が指摘されています。

こうした課題を解決するため、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の児およびその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や、産科医療の質の向上を図ることを目的とし産科医療保障制度が創設されました。

この制度は損害保険を活用し、その保険料が1分娩あたり3万円が基本となっています。各分娩機関が保険料相当分を分娩費に上乗せされることから、健康保険法施行令が改正されますので、本市出産育児一時金の改正を諮問します。

記

(1) 出産育児一時金の改定について

	現 行	平成21年1月1日施行
出産育児一時金	35万円	35万円に加えて、産科医療補償制度等に参加している医療機関等で分娩したときは、3万円を上限として加算する。